



6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長                    中里 恭一  
局長補佐兼事業推進係長  高宮 和弘  
農地農政係長              猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長              猪藤 潤

会 議

(1) 開会    午前 9 時 55 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

春作業も本番を迎え、代かき田植えと忙しい毎日をお過ごしではないかと思ひます。今日は忙しいなか時間を割いていただきありがとうございます。

今年春から雨が降り、今までになく低温、日照不足が続いております。これから田植え作業も本格化しますが天気が良くなることを祈っています。

それでは、第 5 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

8 番 原田 浩明 委員、 10 番 板垣 厚志 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 22 号「農地法第 3 条第 1 項による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (中里事務局長)

今月の 3 条の許可申請は 36 番から 43 番までの 8 件で、所有権の移転が 3 件、賃貸借権の設定が 4 件、使用貸借権の設定が 1 件です

地目・面積は田が 64,038 m<sup>2</sup>、畑が 3,634 m<sup>2</sup>で、合計は 67,672 m<sup>2</sup>です。詳細は担当より説明します。

事務局（猪藤係長）

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき申請番号36番から43番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権、使用貸借権の設定等を詳細に説明した。なお、現地調査(5月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。

ご意見ご質問のある方はお願いします。

1番委員（石川 賢也）

43番について、借人の息子さんは他市の住所となっているため、通いで耕作するということですか。

事務局（猪藤係長）

通いで耕作すると伺っています。

議長(青柳 篤)

他にありませんか。

10番委員（板垣 厚志）

38番について、10aあたり1,000,000円となっているが、何のためにこの金額となっているのか。

事務局（猪藤係長）

今後、38番に隣接する農地（同所有者）についても転用目的で購入する予定で、その話し合いの中この金額になったとのことです。

議長(青柳 篤)

他にありませんか。

発言なし。

議長(青柳 篤)

採決します。議第22号は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第22号について原案の通り可決決定しました。

続きまして議第23、24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし

ます。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）

今月の農地法第5条の許可申請は5番から25番の21件で、地目、面積は田が41,291.53㎡、畑が841㎡です。詳細を担当より説明いたします。

事務局（猪藤係長）

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

（説明内容）

申請番号5番から22番までは、楯岡駅西開発の関係での移転申請になります。合計農地面積が41,016㎡。譲受人が宅地分譲するために所有権を移転するものです。事業面積は、宅地、調整池等を含め51,474.27㎡、6区画の宅地を造成し販売する計画です。

農地区分は、農地の規模がおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第1種農地」に該当すると判断されます。

立地基準につきましては、地域整備法の定めに従って行われる場合で、農村地域への産業の導入に関する法律に基づく実施計画書においてその種類、位置及び規模が定められている施設に該当するものです。

一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明の写し及び予算書で確認しております。

また、県に対し開発行為の許可申請を提出済であることから、事業後の建築物の立地が確実に認められるため、許可条件を満たしております。

申請番号23番は、農地を雪置場及び通路として整備するため所有権を移転するものです。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第1種農地」に該当しています。

住宅その他申請地周辺の地域において、居住するものの業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当しており、例外的に許可ができる案件として立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

申請番号24番は、譲受人が太陽光パネルを建築するため所有権を移転するものです。新エネルギー開発事業を手掛ける譲受人が休耕している申請地を有効利用するために太陽光パネルを設置するものです。

農地区分は、申請地からおおむね300m以内に高速自動車道路の出入口があることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書で確認しております。JRの近くの農地でありますので近接工事の事前協議は済んでいるとのこと。

申請番号25番は、譲受人が作業場等用敷地として一時転用するために賃借権の設定をします。移動通信用中継基地局のアンテナ基礎工事を行うため、作業場として使用するもので、貸借期間は令和7年5月16日から9月28日までの約4か月間となります。貸借契約終了後は現状回復し農地に戻す計画です。

農地区分は農用地区域内にある農地に該当していますが、仮設工作物設置その他の一時的な利用に供するため、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供するが必要と認められる場

合に該当することから立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明で確認しております。

また、申請者立会いのもと現地調査(5月2日)を行った結果、立地基準や一般基準などの許可要件を満たしており許可相当である旨を説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

13 番委員 (高谷 太)

駅西の 4ha 以上の田が宅地開発とのことですが、田の所有者が実際に耕作していることは少ないのではないかと思います。田の所有者が補償を受け取るのは当然ですが、耕作者に対する離農補償はないのでしょうか。土地改良区に対する賦課金の支払いなど田を耕作するにはとても経費がかかりますが、この面積が耕作できなくなると今後の農業経営が困難になる農業者がいるのではないかと思います。これから先も安心して経営できるよう、耕作権の補償のような仕組みを考えてもらいたいという希望です。

事務局 (中里事務局長)

確認していないので詳しいところは判りませんが、事業担当課まち整備課へ伝え、次回の総会時に報告できる内容であればお話ししたいと思います。

議長(青柳 篤)

他にありませんか。

14 番委員 (高橋 昭)

25 番について、工事着手予定年月日が総会当日の日付になっていますが、良いのでしょうか。

事務局 (猪藤係長)

工事着手予定年月日には「許可後」と記載された申請によるためです。

議長(青柳 篤)

他にありませんか。

発言なし。

議長(青柳 篤)

採決します。議第 23、24 号について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 23、24 号は、原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第 25 号「令和 6 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

令和 6 年度 1 年間の活動内容を皆様よりご報告いただいたものを集約した結果です。

18 ページは点検・評価の集計を点数化する表で、点数によって評価する表があります。点数に応じ評価が変わります。

19 ページは、委員毎の点数－評価表を記載しております。無記名で記載しており、単位は点です。詳細を担当者より説明いたします。

事務局(高宮局長補佐)

18 ページをご覧ください。すでに皆様から報告いただいている活動状況を項目ごとに点数化し、表 1 に合計点数をあてはめました。

19 ページは、各項目毎に点数を入れ合計点数の多いほうから順に並べましたています。15 点以上 25 点未満の目標に対して、期待どおりの結果が得られたが 1 名。15 点未満の目標をやや下まわるとなったが 25 名という結果でありました。

最適化活動を行った日数が評価の大部分を占めておりますので、今後、最適化活動の報告書に記載していただき提出いただきますようお願いいたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

発言なし。

議長(青柳 篤)

議第 25 号について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

○議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 25 号は原案の通り可決決定しました。

続きまして、議第 26 号「令和 6 年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

農業委員会による最適化活動の推進等について、令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知第 1 の 3 の(2)に基づき、令和 6 年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価を別紙のとおり行うものです。詳細を担当者より説明いたします。

事務局（猪藤係長）

例年5月の総会でお示ししている農業委員会の最適化活動の点検・評価であります。

主な内容を申し上げますと、23 ページから農業委員会の最適化活動の成果目標と実績を記載しています。25 ページから最適化活動の活動目標と実績です。

最適化活動の実績及び点検・評価結果については、集積率の達成状況は目標として 67.0%に対して 62.3%となっております。中間管理事業の推進が図られた一方で、高齢化などにより離農する担い手に集約化している状況となります。62.3%は農林課で把握している数字になります。

次に、遊休農地の発生防止・解消では、緑区分は草刈り等で解消できそうな遊休農地で、すぐに解消できる状態でない農地は黄色区分となっております。緑区分の遊休農地の解消目標が 1.6ha となっております。実績は 2.2ha の解消実績となっております。これは非農地証明や自ら耕作して解消する面積となっております。達成状況としては 137.5%となり目標に対して上回る結果となりました。

次に新規参入の促進では、新規参入者への貸付可能な面積は目標 8.6ha でありましたが、実績は 0ha でありました。令和 6 年度の前に皆様からお声がけいただき、農地を貸してもよいといった面積を計上してきた経過がありますが、令和 6 年度については実績が無かったという状況です。新規就農者に対して農地を貸してよいという方がいる場合はぜひ活動報告に記入していただき、報告をお願いします。

26 ページの下段には、点検評価の結果を評語ごとに記載しております。なお、農業委員会の評価(標語)は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としています。

今後の活動推進についても、農業委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

本件については、総会議決後に県経由で東北農政局へ報告のうえ、ホームページなどで公表する予定です。説明は以上です。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

7 番委員 (川田 雅紀)

緑区分の遊休農地の解消については、今まで委員による農地パトロールで拾い上げた面積が解消されたということになりますか。

事務局 (猪藤係長)

はい、農地パトロールで把握している緑区分の面積から解消された面積です。

7 番委員 (川田 雅紀)

たとえば農家を辞められる方がいて、農地を不耕作のまま 1 年ぐらい置いたものを何らかの方法で解消した場合、緑区分の解消面積として計上できますか。

事務局 (猪藤係長)

農業委員会の農地パトロールで緑区分として位置づけた後に解消すれば、解消面積として計上します。

議長(青柳 篤)

他にございませんか

発言なし

議長(青柳 篤)

採決します。議第 26 号について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 26 号は原案の通り可決決定されました。

続きまして、報告事項の報第 12 号から報第 15 号まで事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

議案書は 29 ページをお願いします。報第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は 30 ページからです。

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 122 番から 35 ページ 139 番の 18 件です。

田のみで面積は 48,697 m<sup>2</sup>です。解約理由は貸し人の都合によるものが 16 件、借り人の都合によるものが 2 件です。なお集積の助成金の返還、離農補償はありません。

続いて、報第 13 号「非農地証明願について」です。議案書 38 ページ 39 ページです。3 番と 4 番の 2 件で、台帳地目で畑 6,411 m<sup>2</sup>です。申請内容は、20 年以上前から耕作不便などにより農地として利用されておらず原野化し農地性が失われたものです。5 月 2 日の現地調査で申請人の申し出のとおり確認いたしました。

続いて、報第 14 号「農地改良届出書について」は、議案書 42 ページです。1 番から 3 番までの 3 件、すべて田で、面積は 4,394 m<sup>2</sup>です。申請の目的は、盛土により耕作条件を整え畑地として利用するものです。5 月 2 日の現地調査を実施し、隣接する農地への影響がないこと等を確認いたしました。

続いて、報第 15 号「農地所有適格法人の要件確認について」は議案書 44 ページです。詳細を担当より説明いたします

事務局(猪藤係長)

農事組合法人につきましては要件を満たせば農地を取得できることにはなりますが、今回確認したところすべての要件を満たしていると考えられます。

議長(青柳 篤)

ご意見・ご質問のある方はお願いします。

発言なし。

議長(青柳 篤)

ご異議なしと認め、議事の議案第 22 号から第 26 号までの 5 件、報告の報第 12 号から第 15 号までの 4 件について終了します。

その他についてございますか。

(6) 閉会

議事の議案第 17 号から第 21 号までの 5 件、報告の報第 8 号から第 11 号までの 4 件について  
終了します。

終了 午前 10 時 50 分